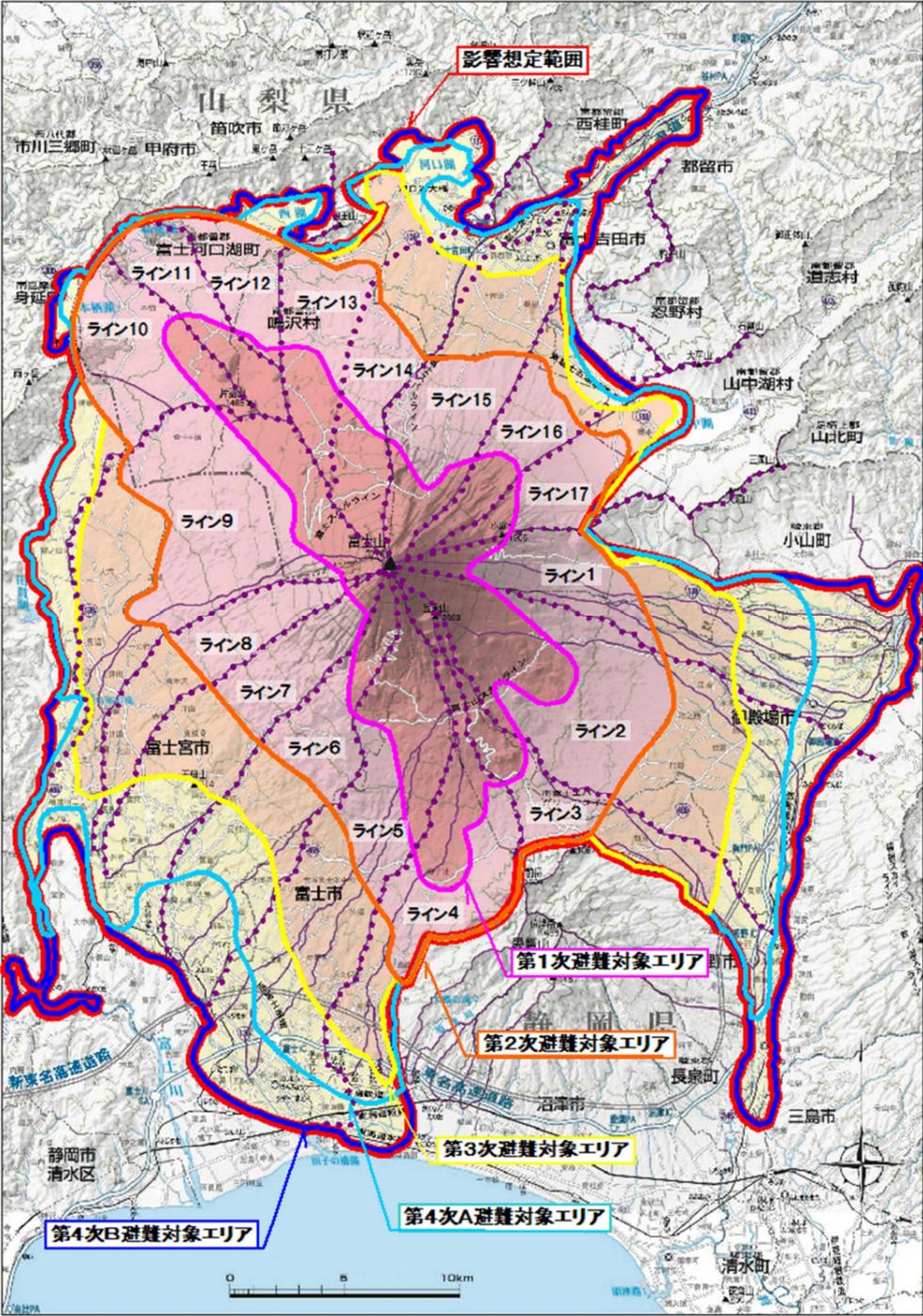


避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について 協議会統一基準改正(案) 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>■目的 避難促進施設は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条第1項第5号により、各市町村が地域防災計画に定めるものであるが、富士山として統一的に進めるため、協議会にて統一基準を定めることとする。</p> <p>■避難促進施設の位置（範囲） 活火山法第6条第1項第5号に「火山現象発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものに限る」とされていることから、対象位置（範囲）は、広域避難計画における溶岩流等の影響想定範囲図を引用し、その「影響想定範囲」とする。 また、融雪型火山泥流等については、避難対象エリアを詳細に設定した後に、改めて検討する。</p> <p>■協議会統一基準 1 対象施設 活動火山対策特別措置法施行令第1条第1項・第2項に該当する施設 2 対象エリア 第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア（対象施設の全てを対象）</p> <p>理由：第1次避難対象エリアは想定火口範囲であり、第2次避難対象エリアは、大きな噴石や火砕流、溶岩流が3時間以内に到達する範囲であることから、噴火が発生した場合または発生する恐れがある場合には施設利用者等に対して、迅速かつ確かな情報伝達や避難誘導等が必要であるため、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（H28年3月）」における火口近くに位置する施設として、対象施設の全てを対象とすべきと考えた。</p>	<p>■目的 避難促進施設は、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条第1項第5号により、各市町村が地域防災計画に定めるものであるが、富士山として統一的に進め、<u>円滑な避難体制を確立するため</u>協議会にて統一基準を定めることとする。</p> <p>■避難促進施設の位置（範囲） 活火山法第6条第1項第5号に「火山現象発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものに限る」とされていることから、対象位置（範囲）は、<u>富士山火山避難基本計画における避難対象エリアの図（図1）及び富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書における融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）（図2）</u>を引用し、その「影響想定範囲」とする。 <u>なお、富士山ハザードマップの改定により、想定火口範囲が拡大され、第2次避難対象エリアの一部が居住地域にかかることとなったため、施設の位置のみならず、その利用形態や市町村地域防災計画とは別の警戒避難体制を定める必要性についても「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第4版）（令和4年3月内閣府（防災担当））（以下「手引き」という。）」や「富士山火山避難基本計画」を参考に判断する必要がある。</u></p> <p>■協議会統一基準 1 対象施設 活動火山対策特別措置法施行令第1条第1項<u>及び</u>第2項に該当する施設のうち、<u>以下に掲げる施設とする。</u> <u>(1) 第1次避難対象エリアに存する全ての施設</u> <u>理由：第1次避難対象エリアは想定火口範囲であり、噴火前に避難を行うこととなることから、噴火が発生する恐れがある場合には施設利用者等に対して、迅速かつ確かな情報伝達や避難誘導等が必要であるため、手引きにおける火口近くに位置する施設として、全ての施設を対象とすべきと考えた。</u> <u>(2) 第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲（事前の避難が必要な区域に限る）のうち情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる施設（第1項のうち大規模な集客施設※、第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院（入所）施設を有する施設）</u> <u>理由：第2次避難対象エリアなどは、一部が居住地域にかかっており、立地条件のみで指定することは困難である。</u> <u>このため、市町村地域防災計画で定める警戒避難体制では避難誘導が困難な施設を対象とする。</u> <u>特に医療施設や社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）のうち入院、入所施設を有する場合、施設ごとに避難完了までの時間が異なることから、個別の計画作成が必要と考えられる。</u> <u>また、観光客を対象とした施設や大規模な集客施設※にあつては、防災無線での情報伝達が困難である場合も想定されること、避難にあたり混乱が生じることのないようにする必要があるため、円滑かつ迅速な避難体制を確立しておく必要があると考えた。</u> <u>(3) 第3次避難対象エリアに存する施設（第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院（入所）施設を有する施設）</u></p>	<p>避難計画の名称を富士山火山避難基本計画（以下、新計画という）に変更し、引用する図を改める</p> <p>手引きを参考に、市町村地域防災計画とは異なる警戒避難体制が必要となる施設を対象とする基本的な考え方を明示する</p> <p>第2次避難対象エリア内の施設については手引きを参考に市町村地域防災計画とは異なる警戒避難体制が必要となる施設を対象とする必要があるため、別項とする</p> <p>新計画（P2.15）に基づき、融雪型火山泥流の影響想定範囲を追加する 手引きを参考に市町村地域防災計画とは異なる警戒避難体制が必要となる施設を対象とする</p> <p>新計画（P3.54）に基づき追加する</p>

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について 協議会統一基準改正(案) 新旧対照表

旧	新	備考															
<p>3 その他 この統一基準は、協議会の考え方を示したものであり、対象エリアのさらなる拡大については、各市町村が実情を考慮し定めることができる。</p>	<p><u>理由：社会福祉施設等のうち入院、入所施設を有する場合、施設ごとに避難完了までの時間が異なることから、富士山火山避難基本計画において第3次避難対象エリア（溶岩流が3時間以内で到達する範囲）より内側に位置する社会福祉施設等を避難促進施設への指定を検討することとされていることから、当該施設を対象とすべきと考えた。</u></p> <p><u>(4) 第4次避難対象エリアより内側のエリアに存する施設（第2項第1号及び第7号に該当する施設）</u> <u>理由：第4次避難対象エリアは溶岩流が24時間以内で到達する範囲であることから、噴火後に必要な範囲において避難を行うことを原則とするが、噴火が発生した場合、各施設の管理者は円滑な避難又は引き渡しを実施するために避難確保計画を作成する必要があると考えられるため、当該施設を対象とすべきと考えた。</u></p> <p><u>※ 大規模な集客施設とは消防法施行令第4条の2の2第1項に規定される施設の規模（収容人員が300人以上のもの）を参考とする</u></p> <p><u>2. その他</u> この統一基準は、協議会の考え方を示したものであり、対象施設の範囲及び種別のさらなる拡大については、各市町村が実情を考慮し定めることができる。 <u>また、参考として避難対象エリアごとに避難促進施設へ指定する施設の例を別表にまとめる。</u></p> <p><u>(別表) 避難対象エリア別の避難促進施設に指定すべき対象施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1409 1039 2448 1858"> <thead> <tr> <th>避難対象エリア</th> <th>対象となる施設</th> <th>施設の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次避難対象エリア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項に該当する全ての施設 ・ 施行令第1条第2項に該当する全ての施設 </td> <td> 宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、医療施設など </td> </tr> <tr> <td>第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設※ ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td> <td> 宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設 </td> </tr> <tr> <td>第3次避難対象エリア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td> <td> 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設 </td> </tr> <tr> <td>第4次避難対象エリア</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 </td> <td> 学校・児童関連施設 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ 大規模な集客施設とは消防法施行令第4条の2の2第1項に規定される施設の規模（収容人員が300人以上のもの）を参考とする</u></p>	避難対象エリア	対象となる施設	施設の例	第1次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項に該当する全ての施設 ・ 施行令第1条第2項に該当する全ての施設 	宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、医療施設など	第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設※ ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設	第3次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設	第4次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	学校・児童関連施設	<p>新計画（P3.63）に基づき追加する</p> <p>大規模な集客施設の定義を参考に記載する （消防法施行令第4条の2の2第1項では火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物を位置付けており、また、消防法施行令第24条（非常警報器具又は非常警報設備に関する基準）において非常警報設備を要する施設の規模も300人以上の収容人員を一つの基準としていることから、適正な範囲と考え、参考とした）</p> <p>統一基準での対象施設をわかりやすくするため、表の形式でまとめる</p>
避難対象エリア	対象となる施設	施設の例															
第1次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項に該当する全ての施設 ・ 施行令第1条第2項に該当する全ての施設 	宿泊施設、観光施設など 学校・児童関連施設、社会福祉施設、医療施設など															
第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流による影響想定範囲のうち事前の避難が必要な区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第1条第1項のうち大規模な集客施設※ ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	宿泊施設、観光施設など 社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設															
第3次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院、入所施設を有する施設 ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	社会福祉施設、医療施設など 学校・児童関連施設															
第4次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行令第2項第1号及び第7号に該当する施設 	学校・児童関連施設															

	旧	新	備考
<p><参考資料></p>	<p><参考資料></p>	<p>備考</p>	
<p>図10 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア (富士山火山広域避難計画 (H28.3月) より抜粋)</p> 	<p>図1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア (富士山火山避難基本計画 (R5.3月) より抜粋)</p> 	<p>新計画で示される避難対象エリア図に変更する</p>	

避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組について 協議会統一基準改正(案) 新旧対照表

旧	新	備考
<p>[新規]</p>	<p>△ 山頂 * 融雪型火山泥流計算開始点 火砕流、流下範囲 危険度区分 十分な注意を払った上で、徒歩による避難が可能な条件の区域 事前の避難または建物内での垂直避難が必要な区域 事前の避難が必要な区域</p>	<p>融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）を追加する</p>

図2 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）
 （富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（R3.3月）より抜粋）